The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	漢代における「士大夫」呼称の受容
Author(s)	井上, 了
Citation	中国研究集刊. 2016, 62, p. 146-154
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61982
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊 光号（総六十二号）平成二十八年六月 一四六―一五四頁

漢代における「士大夫」呼称の受容

井上 了

はじめに

筆者は先に、「士大夫」はもともと下級の軍人・軍吏を指す語であり、『荀子』がこれを儒家官僚の意に転用したことを指摘した(注1)。『論語』の「士」や『墨子』の「士君子」は、為政者の身分を必ずしも持たない有徳者や知識人を指す。しかし荀子の「士大夫」は、小儒たる「士」であると同時に「大夫」すなわち官僚の身分を持つ者であった。このような「士大夫」は、大儒であり王者でもある「聖王」とともに、荀子の理想とする社会制度を象徴する。しかし一方で、「後王」を標榜する荀子は、文武周公の制である封建制を否定し得ない。荀子の「士大夫」とは、封建制の名目を存しつつこれを換骨奪胎して、世襲によらない官僚制を構想したものと評価できよう。

ところで、荀子が「士大夫」の語を儒家官僚の意に転用したからといって、このような用法が速やかに普及し、あるいは軍人を指す従来の用法が直ちに廃れたということは当然ない。小論では、漢代における「士大夫」の用例、特に原資料を改変している例を検討し、荀子的な「士大夫」が受容されていく過程を概観したい。

『呂氏春秋』から『淮南子』へ

『商君書』境内・『韓非子』十過・『呂氏春秋』季秋・似順に見える「士大夫」は、あきらかに軍人を指す。『管子』小匡に「賢士大夫」が見えるが、「賢士大夫」は

後代にも一般的な連称で、これもいわゆる「士大夫」だとは確言できない。要するに、これらの文献はいまだ荀子的な「士大夫」の語を受容していないようである。ただ『韓非子』詭使に「今士大夫不羞汙泥醜辱而宦、女妹私義之門不待次而宦。」とあるが、これは『墨子』三弁の「昔諸侯倦於聴治、息於鐘鼓之楽。士大夫倦於聴治、息於竽瑟之楽。」と同様の孤立した用例で、後代の増補に出るものと見るべきだろう。

降って『淮南子』には、時則訓の季冬に「卿士大夫至於庶民、供山林名川之祀。」とある。これは『呂氏春秋』季冬の「天子……令宰歴卿大夫至于庶民土田之数、而賦之犠牲、以供山林名川之祀。」や『礼記』月令の「天子……命宰歴卿大夫至于庶民土田之数、而賦犠牲、以共山林名川之祀。」を踏まえて「卿大夫」を「卿士大夫」と書き換えたものだが(注2)、これも「士大夫」の用例として確実なものとは言えない。

『荀子』から『韓詩外伝』へ

『荀子』のうち後学の編とされる大略篇に「倍畔之人、明君不内朝、士大夫遇諸塗不与言。」とある。これは『呂氏春秋』孟夏の「背叛之人、賢主弗内之於朝、君子不与交友。」(あるいはその祖本)を踏まえたものと思われ、身分としての「大夫」ではなく道徳的な評価である「君子」を「士大夫」に置換し、しかもこれを「名君」と対称している。すなわち大略篇は「士大夫」について荀子本来の用法を保存していると考えられる。

ところが、やはり荀子の影響を強く受けているとされる『韓詩外伝』は、すでに「士大夫」に道徳的な意味を与えていない。たとえば『韓詩外伝』巻二「崔杼弑荘公、合士大夫盟、盟者皆脱剣而入。」は『晏子春秋』内篇雑上「崔杼既弑荘公而立景公、杼与慶封相之、劫諸将軍大夫及顕士庶人于大宮之坎上、令無得不盟者。……盟者皆脱剣而入。」のごとき資料に基づいて「諸将軍大夫及顕士庶人」を「士大夫」に置換したものと思われ、また同巻七「宋燕曰、悲乎哉。何士大夫易得而難用也。」は『戦国策』斉策に見える管燕の発言「悲夫。士何其易得而難用也。」の「士」を「士大夫」に置換したものと思われる(注3)。巻三「士大夫哭之於朝、商賈哭之於市、農夫哭之於野。哭子産者皆如喪父母。」(注4)・巻七「楚荘王将興師伐晋、告士大夫曰、敢諫者死無赦。」(注5)・巻十「晋平公之時、蔵宝之台焼。士大夫聞、皆趨車馳馬救火。」も道徳的な君子ではなく朝廷にある者の身分を指すものと解され、武帝以前に属する『韓詩外伝』は、

「士大夫」を「大夫」や「士」の単なる置き換え語として用いている(注6)。

なお『戦国策』斉策の上に引いた箇所は「士」をそのまま保存するが、斉策には他に

孟嘗君逐於斉而復反。譚拾子迎之於境。謂孟嘗君曰、「君得無有所怨斉士大夫乎。」(『戦国策』斉策)(注7)

と文官らしき「士大夫」を用いる箇所もある。『風俗通義』窮通は該当箇所を「君怨於斉大夫」に作っており、斉策の「士大夫」は後人(あるいは劉向か)の修文となろう。また秦策に

斉助楚攻秦、取曲沃。……張儀南見楚王曰「……大王苟能閉関絶斉、臣請使秦王献商於之地方六百里。」……群臣聞見者畢賀。陳軫後見、独不賀。楚王曰、「不穀不煩一兵不傷一人、而得商於之地六百里、寡人自以為智矣。諸士大夫皆賀、子独不賀、何也。」(『戦国策』秦策)(注8)

とあるが、楚王の自称として「不穀」と「寡人」とが混在しており、また『史記』張儀列伝が該当箇所を「寡人不興師発兵得六百里地、群臣皆賀、子独弔、何也。」とする等から、やはり後次的な改変が疑われる。

礼関係の諸文献

『礼記』月令の「卿大夫」を『淮南子』が「卿士大夫」に改変していることは上に指摘した。『礼記』中に「士大夫」の用例は意外に少なく、下記の三箇所にすぎない。

魯荘公之喪、既葬、而**絰**不入庫門。士大夫既卒哭、麻不入。(檀弓下)

士大夫不得**祔**於諸侯、**祔**於諸祖父之為士大夫者。(喪服小記)

公子之公、為其士大夫之庶者、宗其士大夫之適者、公子之宗道也。(大伝)

これらはいずれも「大夫」や「士」を置換したものと思われ、「士大夫」が荀子の用法を離れて「大夫」や「士」を機械的に置換し得る語として定着しつつあったことを示す。曲礼や檀弓は短文を集成したもので、その最終的な完成は相当に新しいだろう(注9)。なお、『礼記』曲礼上の「刑不上大夫」に関連して、賈誼は「黥劓之罪、不及大夫」(『漢書』賈誼伝)と述べるが、『新書』階級篇はこれを「係縛榜笞**髡**刖黥劓之罪、不及士大夫」とする。このことは、階級篇の後出を示すとともに、このような置換が行われた時期についても示唆する。

『周礼』においては、考工記に「坐而論道、謂之王公。作而行之、謂之士大夫。」と定義的な説明がある他、夏官に「大喪、平士大夫。」（大司馬）・「適四方使、則従士大夫。」（虎賁氏）(注10)・「掌士大夫之吊労。」（小臣）(注11)の三例が見える。『周礼』は他に「百官」・「卿・大夫・士」・「群臣」等の語も用いるが(注12)、「士大夫」の用例は夏官に限られ、一見このことは軍人を指す「士大夫」の本義に適合的なようにも見える。しかし夏官の「士大夫」もすでに文官の意となっているようだ。なお吉本道雅氏は、「邦」・「国」に係る避諱の状況から現行本『周礼』を「戦国期のテキスト」（地官・秋官）、「前漢期のテキスト」（春官・夏官）、「王莽期のテキスト」（天官）に分類し、中でも夏官については「邦」字に対する「避諱が徹底している」と指摘する(注13)。

『儀礼』においては、いわゆる経文に「士大夫」の用例はなく、士相見礼の「記」に「始見於君執摯、至下、容彌蹙。庶人見於君、不為容、進退走。士大夫則奠摯、再拜稽首、君荅壹拜。」・「凡自称於君、士大夫則曰下臣」とある。このうち後者は『礼記』玉藻「凡自称、上大夫曰下臣、……下大夫自名、」と関連し、やはり「大夫」「上大夫」を「士大夫」に置換したものらしい。なお『荀子』大略が「聘礼志曰」として聘礼の記を引くが、これは現行本『儀礼』の記とはかなりの異同がある。『儀礼』の記は大略とほぼ並行して形成され、荀子の後学がこれを伝承していたものだろう。

『大戴礼記』には「士大夫」が二例あるが、礼三本の「郊止天子、社止諸侯、道及士大夫、所以別尊卑。」は『荀子』礼論を襲ったもので問題とならない。武王践阼に「武王践阼三日、召士大夫而問焉。」とあるが、上博簡『武王践阼』はこれを武王と「師尚父」・「太公望」との問答としており「士大夫」の語は見えない。現行本武王践阼の「士大夫」も後人の改変に出るものとなる。

『史記』の「士大夫」

『史記』も原則的には下記のように、「士大夫」を軍人・軍吏の意で用いて（あるいは、原資料の表記を保存して）いる。

楚群臣曰、自郢至此、士大夫亦久労矣。今得国捨之、何如。（鄭世家）

主父欲令子主治国、而身胡服将士大夫西北略胡地。（趙世家）

信非得素拊循士大夫也。（淮陰侯列伝）

このうち最初のものについて、楚世家は単に「楚群臣

曰、王勿許。」と、『左伝』宣公十二年は「左右曰、不可許也、得国無赦。」としており、『史記』の「士大夫」は『左伝』を踏まえた修文かと疑われる。すなわち鄭世家は「士大夫」の原義を正しく認識していたらしい。

『史記』には、「賢士大夫」や「名士大夫」あるいは「公卿」の用例はあるものの(注14)、荀子的な「士大夫」の用例と確言できるものはほとんど無い。まず孝武本紀や封禅書に「嘉与士大夫更始。」とあるが、これらは『漢書』を踏まえたもので問題とならない。また天官書に「廷藩西有隋星五。曰少微、士大夫。」とあるが、『漢書』眭両夏侯京翼李伝に「少微、処士。」と、天文志には「名曰少微、士大夫。」とあって、天文志を天官書が襲ったものとなる(注15)。礼書の「郊疇乎天子、社至乎諸侯、函及士大夫」は『荀子』礼論を襲ったもの。儒林列伝に「自孔子卒後、七十子之徒散游諸侯、大者為師傅卿相、小者友教士大夫、或隠而不見。故子路居衛、子張居陳、澹臺子羽居楚、子夏居西河、子貢終於斉。」とあるが、これも『史記』自身の語彙ではなく、何らかの儒家系文献の表記をそのまま存したものだろう。司馬相如列伝が「子虚賦」の「観士大夫之勤略」をそのまま引用するが、これも『史記』の地の文ではない。同じ司馬相如列伝が「喩巴蜀檄」の「蛮夷自擅不討之日久矣、時侵犯辺境、労士大夫。」を引いており、長卿は「士大夫」を文官・軍人の両義に用いているようだ。このことは、「士大夫」の語意が武帝期に転換しつつあったことを示唆するものと言えよう。

劉向における「士大夫」

『戦国策』の「士何其易得而難用也」や「劫諸将軍大夫及顕士庶人……令無得不盟者」を『韓詩外伝』が「何士大夫易得而難用也」・「合士大夫盟」と書き換えていることは、先に確認した。これらを『説苑』尊賢は「宗衛曰、何士大夫之易得而難用也」と、『新序』義勇は「崔杼弑荘公、令士大夫盟者、皆脱剣而入」とする。これらは原資料の「士」等を『韓詩外伝』とは別に改変したものではなく、『韓詩外伝』の「士大夫」を劉向がそのまま襲ったものと考えるべきだろう。

一方で『説苑』には

故妖孽者、天所以警天子諸侯也。悪夢者、所以警士大夫也。故妖孽不勝善政、悪夢不勝善行也。(『説苑』敬慎)

虞人与芮人質其成於文王。入文王之境、則見其人民之讓為士大夫。入其国則見其士大夫讓為公卿。(『説

苑』君道）

などの文もあり、これらはたとえば『孔子家語』の

故天災地妖、所以儆人主者也。寤夢徵怪、所以儆人臣者也。災妖不勝善政、寤夢不勝善行。（『孔子家語』五儀解）

虞・芮二国争田而訟、連年不決。乃相謂曰、「西伯、仁也。盍往質之。」入其境、則耕者讓畔、行者讓路。入其朝、士讓為大夫、大夫讓于卿。（『孔子家語』好生）

のような原資料から改めたものと思われる。これらの他にも劉向は原資料の「大夫」・「士」の「士大夫」への置換を多く行っており、文官を指す「士大夫」は、前漢最末までには定着していたらしい（注16）。

『漢書』における「士大夫」

『漢書』のうち『史記』と重複する部分について見ると、『史記』が軍人の意で用いる「士大夫」を『漢書』は多く保存しており（注17）、また武帝以降についても

羌虜侵辺境、殺吏民、甚逆天道。故遣将軍帥士大夫行天誅。（『漢書』馮奉世伝、元帝永光二年）

のように軍人を指す「士大夫」は依然として用いられている。

しかし『漢書』には、『史記』が軍人を指して用いる「士大夫」を下記のように改めている箇所も認められる。

高帝親率士大夫、始平天下、建諸侯。（『史記』孝文本紀）

高帝始平天下、建諸侯。（『漢書』文帝紀）

遂引刀自剄。広軍士大夫一軍皆哭。百姓聞之、知与不知、無老壮皆為垂涕。（『史記』李将軍列伝）

遂引刀自剄。百姓聞之、知与不知、老壮皆為垂泣。（『漢書』李広蘇建伝）

これらは、高祖が士大夫を率いて天下を平らげた、あるいは李広が自刎して軍中の士大夫が哭した、という文章を不可解として「士大夫」に関わる部分を削除したものだろう。また

彼親附士大夫、招賢絀不肖者、人主之柄也。（『史記』衛将軍驃騎列伝）

彼親待士大夫、招賢黜不肖者、人主之柄也。（『漢書』衛青霍去病伝）

は、「士大夫」を「親附」させるべき兵卒ではなく「親待」すべき人士とみて改めたもの。さらに細かいことだが、

欲以致天下賢士大夫（『史記』袁盎鼂錯列伝）

欲以致天下賢英士大夫（『漢書』爰盎晁錯伝）

は、「士大夫」を一語と解し、「賢士大夫」の語調を不自然とみて修文したものかと疑われる。『漢書』に見えるこれらの現象は、後漢において「士大夫」を軍人とする原義が忘れられつつある状況を示すだろう。

文官としての「士大夫」の用例はなお乏しいが、まず詔勅として

朕嘉与士大夫日新厥業、祗而不解、其赦天下。（『漢書』武帝紀、元朔三年三月赦詔）

遂登封泰山、至於梁父而后禪、肅然自新、嘉与士大夫更始。（『漢書』武帝紀、元封元年四月改元大赦詔）

巫蠱之禍、流及士大夫。（『漢書』公孫劉田王楊蔡陳鄭伝、征和四年報車千秋詔）

があり、宣帝期にも

二年春正月、詔曰、書云「文王作罰、刑茲無赦」。今吏修身奉法、未有能称朕意。朕甚愍焉。其赦天下、与士大夫厲精更始。（『漢書』宣帝紀、元康二年赦詔）

などとある。ところが『漢紀』は元康二年赦詔を

二年春正月、詔曰、書曰「文王作罰、刑茲無赦」。今吏修身奉法、未能有称。朕甚憫焉。其赦天下、厲精更治。

としており「与士大夫」四字を欠く。これらの詔勅に見える「与士大夫」は、あるいは『漢書』の補記かとも疑われる。

文官としての「士大夫」の用例はこの他にも

士大夫多疑其欲讓爵辟兄者。（韋賢伝）

京師士大夫悵然失望。（谷永杜鄴伝）

などが散発的に得られるが(注18)、『漢書』はこの意味での「士大夫」を武帝期以降についてのみ用いるようで、それ以前の記事に見える「公卿」等を「士大夫」へ積極的に改めるといった操作は行っていないらしい。

小結

荀子が文官としての意味を与えてからも、「士大夫」は軍人を指す語として用いられ続けた。文官を指す用法は一部の儒家の間にとどまっていたようで、たとえば文帝期の賈誼などもこれを用いなかったらしい。『漢書』が載せる詔勅に見える「士大夫」には後世の加筆を疑う余地もあるが、この意味での「士大夫」が一般に用いられるようになった画期は武帝の頃とみてよかろう。ただし、士大夫が有徳者であるという荀子の含意は早くに失われ、「士大夫」は「大夫」や「士」といった身分呼称

の単なる置き換え語とされた。

前漢末までには文官を指す用法が定着したようで、劉向の『説苑』や『新序』は原資料の「士」や「大夫」を積極的に「士大夫」に改めている。劉向が『韓詩外伝』から大きな影響を受けたことはしばしば指摘されるが、前漢末頃に文官を指す「士大夫」の用法が広く定着したとすれば、これは劉向を通じて『韓詩外伝』が与えた影響だと言えるだろうか。

一方、軍人を指す「士大夫」は、前漢後期までは文官を指す用法と併存していたらしい。しかし『漢書』はすでに「士大夫」の原義を忘れており、『史記』が軍人を指して用いた「士大夫」を不審として改めてもいる。文官を指す「士大夫」の語は、この頃までには完全に定着したと言えよう。

注

(1) 拙稿「荀子における「士大夫」呼称の成立について」(『中国研究集刊』四四、二〇〇七年)。

(2) 「卿士」は『詩』・『書』に頻見するが、戦国以降には用いられなくなるようだ。

(3) 上博簡『武王践阼』に「士難得而易外。」とある。

(4) 『説苑』貴徳に「鄭子産死、鄭人丈夫舍玦珮、婦人舍珠珥、夫婦巷哭、三月不聞竽琴之声。」とある。

(5) 『史記』楚世家に「荘王即位三年、不出号令、日夜為楽、令国中曰、有敢諫者死無赦。」とある。

(6) 「雖庶民之子孫也、積学而正身、行能礼儀、則帰之士大夫。」(『韓詩外伝』巻五)は『荀子』を襲ったもの。

(7) 『文選』劉孝標広絶交論注引『戦国策』により文末に「乎」を補う。また『史記』孟嘗君列伝は「今君失位、賓客皆去。不足以怨士而徒絶賓客之路。」とする。

(8) この故事は楚懐王のこととして『史記』楚世家や張儀列伝にも見えるが、楚荘王や漢高祖などについても類似の説話が見える。その多くは問題の箇所を「群臣」等に作っており、「士大夫」とするのは秦策のみのようだ。

(9) 宇野精一「礼記檀弓篇の性格」(『東京支那学報』一、昭和三十年。後に『宇野精一著作集』第二巻)は、檀弓篇に「荀子が春秋を尊重した態度」を見出す。

なお『続漢書』祭祀志中の劉昭注が引く蔡邕『明堂論』に「礼記太学志曰、礼、士大夫学于聖人善人、祭于明堂。其無位者、祭于太学。」とあるが、これは篇名からも武帝以降のものと思われる。

(10) 夏官司士擯に「作士適四方使、為介。」とある。『漢書』は元帝期の朱博について「稍遷為功曹、伉侠好交。隨従士大夫、

不避風雨。」としており（『漢書』薛宣朱博伝）、虎賁氏との類似が注意される。

(11) 夏官太仆に「掌三公孤卿之吊労」と、御仆に「掌群吏之逆、及庶民之復、与其吊労」とあり、小臣の「士大夫」は「孤卿」の下、「群吏」・「庶民」の上にある文官と解される。

(12) たとえば「祀五帝、則掌百官之誓戒与其具修」（天官冢宰）・「掌群臣之版」（夏官司士）等。

(13) 吉本道雅「周礼小考」（立命館東洋史学会『中国古代史論叢』二、二〇〇四年）。吉本氏は、これら三種をまとめた現行の鄭注本を「杜子春その人が、後漢初年に制作したものと考えてよさそうである」とするが、その根拠として「現行の鄭注本には全篇に杜子春の注が引用されているが、杜子春本について文字の異同が指摘されていない」とするのは不審。たとえば天官小宰「四曰聽称責以伝別」の鄭注に「伝別、故書作伝弁。……杜子春読為伝別。」と、地官小司徒「乃分地域」の鄭注には「故書域為邦。杜子春云、當為域。」とあって、杜子春の拠る本文は現行の鄭注本とは異なる。また天官小宰「六曰廉弁」の鄭注に「杜子春云、廉弁、或為廉端。」と、同じく掌宿「棘門」の鄭注に「杜子春云、棘門、或為材門。」等とあって、杜子春自身が当時あった異本を掲げてもいる。

(14) 「二世常居禁中、与高決諸事。其後公卿希得朝見」（秦始皇本紀）・「食其故得幸太后、常用事、公卿皆因而決事」（呂太后本紀）・「上令公卿列侯宗室集議」（袁盎鼂錯列伝）等。また『呂氏春秋』恃君覧「是故天子聴政、使公卿列士正諫」・正月紀「乃賞公卿諸侯大夫於朝」等からも、秦から漢初にかけて「公卿」の呼称がある程度定着していた状況が窺える。なお『史記』では淮南衡山列伝のうち特定部分が、『漢書』では成帝紀と王莽伝が「公卿」を多用する。

(15) 天官書には他に、天文志にはない『周礼』からの引用も見え、天文志に対する天官書の後出を示す。

(16) ただし後漢に至っても、たとえば班固と同世代に属する王充の『論衡』は依然として「公卿」や「卿大夫」を多用しており、「士大夫」は用いない。

(17) 「将軍其勧士大夫擊反虜」（『史記』呉王濞列伝・『漢書』荊燕呉伝）・「百里之内、牛酒日至、以饗士大夫」（『史記』淮陰侯列伝・『漢書』韓彭英盧呉伝）等。

(18) 王莽伝中に「今即墨士大夫復同心殄滅反虜」とあるが、この「士大夫」も実際の戦闘に従事した兵士ではなく、扶崇公劉殷らの文官を指すようだ。